

工事監査（随時監査） 結果報告

（平成26年2月20日公表）

TRANS

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己（よしだ まさみ）

山下 稔（やましたみのる）

井上 孝志（いのうえ たかし）

落合 隆夫（おちあい たかお）



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成25年度 工事監査（随時監査）結果報告等について

1 監査対象工事の概要および工事担当課

監査対象工事名		紫雲中学校改築工事	福岡排水区雨水管工事
工事担当課	予算主管課	教育局 総務課	上下水道局 下水道整備課
	工事主管課	都市整備局 建築課	
	契約主管課	財政局 契約監理課	
施工業者	合田・穴吹・谷口特定建設工事共同企業体	青葉工業株式会社	
業種	建築一式工事	土木一式工事	
契約金額	3,024,000,000円	134,389,500円	
契約年月日	平成23年9月20日	平成25年5月24日	
工期	平成23年9月20日～平成27年2月27日	平成25年5月24日～平成26年1月31日	
施行監理	委託	直営	
備考		平成25年6月27日付で、契約金額を138,483,450円に変更する契約を締結している。	

2 監査実施期間

平成25年11月1日から平成26年2月17日まで

3 所属別監査結果

No.	監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
1	紫雲中学校改築工事	教育局 総務課			
2		都市整備局 建築課		1	1
3		財政局 契約監理課			
4	福岡排水区雨水管工事	上下水道局 下水道整備課			
5		上下水道局 財務管理課			
合計				1	1

【指摘】
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

4 監査の方法

平成25年度において施行中の建設工事のうち、監査対象工事2件を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の関係部局等（工事主管課等）からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、平成25年12月5日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、協同組合総合技術士連合に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査および現場調査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、関係書類は、適正に整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な執行に努められたい。

【平成25年度 工事監査（随時監査）結果一覧】

H26.2.20

結果 No.	区分 ※	工事名	項目	公表文 該当 ページ	所管課等
No.1	意見	紫雲中学校改築工事	各柱の沈下の有無の調査について	P3	都市整備局 建築課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象工事名

平成25年度 紫雲中学校改築工事

告示番号

高松市監査委員告示第3号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

都市整備局 建築課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

各柱の沈下の有無の調査について

内容

妻面の各階耐震壁に斜めにひび割れが見られたので、各柱の沈下がないか、しばらくの間（月1回・1年間）、調査されたい。